

○ふじみ衛生組合会計年度任用職員の 勤務時間、休日、休暇等に関する規 則

(令和2年3月31日)
(規則第2号)

(趣旨)

第1条 この規則は、ふじみ衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成8年ふじみ衛生組合条例第3号）第18条の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「職員」という。）の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 職員の勤務時間、休日、休暇等については、別に定めるものを除き、三鷹市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年三鷹市規則第29号）の規定を準用する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。